

和歌山県警察音楽隊規程

(最終改正：令和2年3月13日 和歌山県警察本部訓令第3号)

和歌山県警察音楽隊規程を次のように定める。

和歌山県警察音楽隊規程

和歌山県警察音楽隊規程（昭和38年和歌山県警察本部訓令第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規程は、和歌山県警察音楽隊（以下「音楽隊」という。）の設置及び運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 音楽隊は、和歌山県警察本部警務部広報県民課（以下「広報県民課」という。）に置く。

（任務）

第3条 音楽隊は、音楽を通じて、県民と警察との融和を図り、警察広報の効果を高めるとともに、警察職員の士気の高揚と情操のかん養に寄与することを任務とする。

（編成等）

第4条 音楽隊は、隊長、副隊長及び隊員をもって編成する。ただし、必要に応じて楽長、副楽長を置くことができる。

（隊長）

第5条 隊長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

2 隊長は、警察本部長（以下「本部長」という。）及び警務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）の命を受けて音楽隊の隊務を総括し、隊員の指揮監督及び教養訓練を行い、音楽隊の育成に努める。

（副隊長）

第6条 副隊長には、警部の階級にある警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その職務を代理する。

（楽長、副楽長及び隊員）

第7条 楽長、副楽長及び隊員は、本部長が指名する。

2 楽長は、隊長の命を受けて、演奏及び教養訓練の指揮指導に当たり、常に技術の向上を図るとともに、隊務を掌理する。

3 副楽長は、楽長を補佐し、隊務を処理する。

4 隊員は、隊長の命を受け、隊務に従事する。

（服務）

第8条 隊員は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 音楽隊の使命を自覚し、常に奉仕的観念と熱意を失わないこと。

(2) 規律を守り、品位を養い、音楽隊の名誉を汚さないこと。

(3) 隊員相互の融和を図り、一致団結すること。

(4) 常に音楽技術の練磨に努めること。

（勤務時間等）

第9条 隊員の勤務時間は、警察職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年和歌山県警察本部訓令第26号）で定めるところによる。

2 広報県民課長は、隊員（広報県民課以外の所属を兼務している者に限る。以下この条において同じ。）の兼務先の所属の長に対し、指定した勤務を当該月の前月10日までに、音楽隊員勤務計画書（別記様式第1号）により通知するものとする。

3 前項の通知を受けた所属長は、当該隊員を勤務指定計画の訓練及び派遣演奏に従事させるものとする。ただし、特別な事由があるときは、広報県民課長と協議できるものとする。

（服装）

第10条 隊員の派遣演奏時の服装は、和歌山県警察官等の服制に関する規程（平成6年和歌山県警察本部訓令第11号）で定めるところによる。

（派遣演奏）

第11条 音楽隊の派遣演奏は、おおむね次により行うものとする。

- (1) 警察の主催する各行事等で、警察広報活動上必要があると認められるもの。
- (2) 警察職員の士気の振作、情操のかん養を目的とする行事で必要と認められるもの。
- (3) 公共団体等の主催する行事で、特に警察広報活動又は民警融和促進上効果があると認められるもの。
- (4) その他本部長が派遣を必要と認めるもの。

（派遣要請の手続）

第12条 所属長は、音楽隊の派遣演奏を要請する場合は、和歌山県警察音楽隊等派遣要請書（別記様式第2号。以下「要請書」という。）により、派遣を要する月の前月5日までに隊長を経由して、本部長に申請するものとする。

2 前項の規定は、警察以外の団体等からの派遣要請に準用するものとし、当該要請を受理するに当たっては、次のとおりとする。

- (1) 広報県民課以外の所属に直接された派遣要請は、原則として、当該派遣要請を受けた所属が音楽隊と日程等の調整を行った上で受理するものとする。
- (2) 音楽隊に直接された派遣要請は、音楽隊が派遣演奏に係る行事を担当する所属（派遣演奏場所を管轄する警察署を含む。）と日程等の調整を行った上で受理するものとする。

（音楽隊日誌）

第13条 隊員が訓練等の業務に従事したときは、当該業務に従事した者で隊長が指定したものが音楽隊日誌（別記様式第3号）を作成し、隊長を経由して、広報県民課長に報告しなければならない。

（派遣演奏記録）

第14条 隊員が派遣演奏の業務に従事したときは、当該業務に従事した者で隊長が指定したものが派遣演奏記録簿（別記様式第4号）を作成し、隊長を経由して、広報県民課長に報告しなければならない。

（教養訓練）

第15条 隊長は、隊員の演奏技術を向上させるため、通常訓練のほか、特別訓練（期間を定めて集中的に行う訓練をいう。）を毎年度2回以上実施するものとする。

(研修)

第16条 隊員の技術の向上を図るため、必要があるときは、講師を委嘱してその指導を受け、又は部外の演奏会等に参加させることができる。

2 講師の委嘱は、必要により本部長の委嘱状をもって行うものとする。

(楽器の管理)

第17条 音楽隊で保管する楽器の使用及び管理については、次に定めるところによる。

(1) 隊長は、個人が専用的に使用する楽器（以下「個人使用楽器」という。）を隊員に貸与したときは、その貸与状況を楽器及び付属品貸与簿（別記様式第5号）に記載しなければならない。

(2) 個人使用楽器の貸与を受けた隊員は、常に良好な状態で使用することができるよう整備すること。

(3) 隊員は、個人使用楽器の亡失又は損傷があったときは、遅滞なく、その旨を隊長を通じて広報県民課長に報告すること。この場合において、故意又は重大な過失による場合は、代価として必要額を弁済しなければならない。

(楽譜の管理)

第18条 隊長は、楽譜を購入したときは、その購入日、曲名、作曲者等を楽譜台帳（別記様式第6号）に記載し、これを管理するものとする。

(点検)

第19条 隊長は、毎月1回以上楽器、備品等の点検を行い、その結果を半期に1回以上広報県民課長に報告しなければならない。

(別記様式省略)